

ピカラテレビあなん光ねっとサービスおよびケーブルテレビサービスに関する利用規約

平成 26 年 9 月 1 日

株式会社STNet

株式会社ケーブルテレビあなん

株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と株式会社ケーブルテレビあなん（以下「乙」といいます。）は、ピカラテレビあなん光ねっとサービスとケーブルテレビサービス（以下合わせて「セットサービス」といいます。）の契約者を対象としたセット割引料金の適用について以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の意味
1 ピカラテレビあなん光ねっとサービス	甲が、甲の光ネットサービス契約約款、光ネットサービス（ピカラテレビあなん）契約約款及に規定するサービス
2 ケーブルテレビサービス	乙が、乙の株式会社ケーブルテレビあなん契約約款に規定するサービス
3 ピカラテレビあなん光ねっと契約	甲からピカラテレビあなん光ねっとサービスの提供を受けるための契約
4 ケーブルテレビ契約	乙からケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約
5 ケーブルテレビ契約者	ケーブルテレビサービスの提供を受けている者
6 セットサービス契約者	同一場所でのセットサービスの利用を目的に、ピカラテレビあなん光ねっと契約とケーブルテレビサービス契約を締結している者
7 セット割引料金適用契約者	セットサービス契約者のうち、セット割引料金の適用条件を満たし、甲および乙が承諾する者

第2条（目的）

本規約は、セットサービスの利用に係るセット割引料金の適用条件について定めるものです。ただし、本規約に定めていない提供条件については、それぞれピカラテレビあなん光ねっと契約およびケーブルテレビ契約によるものとします。

第3条（内容の変更）

甲および乙は、本規約の内容の一部または全部について、両者協議の上、変更することがあります。

第4条（適用条件）

セット割引料金の適用条件は、以下のとおりとします。

- (ア) セットサービス契約者であること
- (イ) セットサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用していること
- (ウ) ピカラテレビあなん光ねっと契約がメニュー1（ピカラ光ねっと）プラン1（ホーム）であること
- (エ) 徳島県阿南市那賀川町において利用していること
- (オ) ただし、キャンペーンなどによりピカラテレビあなん光ねっとサービスの定額利用料と、ケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には適用しないものとします。

第5条（割引料金）

セット割引料金は、ピカラテレビあなん光ねっとサービスの定額利用料とケーブルテレビサービスの基本利用料の合計額から月額800円（税込864円）を減額した料金とします。

2. 割引料金の適用期間は、適用開始月を含め12ヶ月間とします。

第6条（承諾）

甲および乙は、第4条の適用条件を満たす者について、承諾するものとします。

2. 甲および乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはセット割引料金適用契約者として承諾しない場合があります。
 - (1) セットサービスの契約約款に定める契約の承諾が認められないと甲または乙が判断する事由に該当するとき
 - (2) 申込み等の内容に記入漏れ又は虚偽の記載があるとき、又は、添付書類に不備があるとき
 - (3) 本規約において定める適用条件に適合しないとき
 - (4) 申込みをした者がセットサービスの料金及び工事の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (5) その他セットサービスの提供にあたって技術上困難な状況又は業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

第7条（情報の取り扱い）

セット割引料金適用契約者は、本規約を適用する目的で、甲乙間で自らの以下各号所定の事項が相互に通知されることを、承諾していただきます。

- (1) 申込みの処理の状況
- (2) セットサービスの料金と利用明細
- (3) セットサービスの契約の変更に係る事実（廃止、移転等）
- (4) セットサービスの契約内容
- (5) セットサービス契約者の料金収納状況
- (6) セットサービス契約者からの問合せ内容

第8条（個人情報の管理）

甲および乙は、本規約の適用に伴い取り扱う個人情報を、本規約の目的の範囲でのみ使用又は保存します。

2. 甲および乙は、法律上照会権限を有する者及び令状を持つ官公庁の職員から、個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。

第9条（公表方法）

甲および乙は、本利用規約にて定めたセット割引料金の内容について、各々のホームページ上で公表するものとする。

2. 甲および乙は、第3条に基づく変更があった場合、その内容を遅滞なく、各々のホームページ上で公表するものとする。

第10条（協議事項）

本規約に関する疑義あるいは本規約に取決められていない事項が発生したときは、甲乙およびセット割引料金適用契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成26年9月1日から実施します。

(適用対象)

- 2 平成26年9月1日より平成26年12月31日までの間にピカラテレビあなん光ねっとサービスの提供を受けているセットサービス契約者を対象とします。